■Article(vol.68)■ ……

TPPとFTAそして税理士制度

日税連規制改革対策特別委員会委員長　冨田光彦

……

Ⅰ．TPPの現状

2011年11月、ハワイで開催されたAPEC（アジア・オセアニア経済連携機構）において、野田首相はTPP（環太平洋経済協定・Trans Pacific　Partnership）の交渉参加に向けて関係国と協議に入る意向を表明した。つまり我が国は、加盟国間で取引される全品目について関税の原則100%撤廃を目指すという貿易の自由化の枠組みに踏み出したことになる。交渉参加国はシンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、チリ、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、そして11月のAPECで参加を表明した日本、カナダ、メキシコが挙げられる。日本国内ではTPP参加をめぐり農業問題を中心に反対意見が台頭し昨秋の臨時国会は大荒れとなった。一方、我が業界においても、税理士資格や税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談を言う。以下同じ）といった独占業務が、どのように扱われるか関心の的となった。

その後1年が経過しようとしているが、現民主党政権は、TPPに参加する方向性を示したものの、与党内をまとめきれずに問題を先送りしている。当初、9月のAPECにおいて表明予定であったが見送られた。TPP交渉への参加は米議会での90日間の審議が必要なため、結果的に日本の年内参加は不可能となった。

またTPPの鍵を握る米国は、アジアにおける通商貿易の主導権を握るためFTAを締結済みの韓国のTPP加盟を探っている。

さらに政府は、TPP以外にも、日中韓FTA、日･EUとのFTAについて交渉開始を目指しているというのが現状である。

Ⅱ．TPPの対象と税理士制度に対する影響

TPPが対象とする分野は、農業のみならず、医師、弁護士など他国の資格・免許の相互承認が原則として対象となる。我々が知りたいのはその専門家業務の中に税理士業務が含まれるか否かである。すでに公表されている国家戦略室の資料を引用すると、個別の資格・免許の相互承認が求められる場合には、これを行うか否かについて、我が国の国家資格制度の趣旨を踏まえ、検討する必要があるとしている。さらにサービス貿易の分野では、原則自由化としたうえで、各国が市場を開放したくない項目を挙げて他国と交渉する、いわゆるネガティブリスト方式で調整されるよう検討されているようだ。

Ⅲ．日税連の対応

そこで上記の状況を踏まえ、平成24年4月19日、日税連はTPP問題を所管する政府機関である、内閣官房審議官をチーフとする各省選抜チームとの意見交換

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

を行った。日税連はTPP交渉に税務業務が入っているのかを質し、現時点では資格の相互承認の議論はされていないことを、米国の担当者であるカトラー通商代表補の言葉を引用して説明を受けた。

Ⅳ．税務サービスの潮流

現時点でTPP参加国の中で税理士制度を有する国はベトナムのみである。つまり我が国で税理士の独占業務とされる税理士業務は他国では誰でもできる自由業務、あるいは税理士・弁護士・公認会計士資格の名称独占業務となっている。したがって他国の専門家が日本で税務サービスを行おうとすると、税理士法第52条の業務独占規定が参入障壁となる。したがって、資格の相互乗り入れがなくとも業務の参入は可能性を残している税務業務についてアメリカ・欧州とFTAを締結した例を紐解き、分析を加えたい。

Ⅴ．FTAと韓国税務士法改正

隣国である韓国は2011年6月に政府提案で税務士法を改正し､税務士法の中に外国税務諮問士制度を設けた。これは米ー韓の自由経済条約であるFTA（自由貿易協定）締結を受けたものである。またEUと同様作業を行っている。

外国税務諮問士制度の概要は次の通りである。（以下、改正韓国税務士法）

＜外国税務諮問士の資格承認＞（第19条の3）

１．原資格国の税務専門家として、外国税務諮問士になろうとする者は、企画財務長官（財務大臣）から外国税務諮問士の資格の承認を得なければならない。

２．第1項により外国税務諮問士の資格の承認を得ようとする者は、企画財務部長官に次の各号の書類を添付した申請書を提出しなければならない。

① 原資格国において税務専門家の資格（税務士法第2条税務代理業務を遂行できるものとして登録された者）を取得したことが証明できる書類

② 原資格国において3年以上税務専門家の業務に従事した経歴がある者であることを証明できる書類

③ 第4条による税務士の欠格事由がなく、誠実かつ適正に職務を遂行する意思と能力があることを制約する書類

④ 大韓民国において、書類などの送達を受ける場所があることが証明できる書類

３．～５　省略

＜業務の範囲＞（第19条の7）

外国税務諮問士は、納税者の委任を受けて次の各号の業務を遂行する。

１．原資格国の租税法令と租税制度に関する相談または諮問

２．大統領令が定める国際租税に関する相談または諮問

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

＊二重課税防止のため締結する租税条約、租税回避及び脱税を規制するための移転価格税制、過小資本税制、租税避難所税制、租税条約を利用した租税回避防止税制及び国家間の租税行政協調に関する相談及び諮問、国家間租税情報交換協定による協調に関する相談及び諮問

＜外国税務諮問士の業務遂行方式＞（第19条の8）

第19条の5により登録を済ませた外国税務諮問士は､次の各号のいずれかの方式のみ第19条の7による業務を遂行することができる。

１．1箇所の個人外国税務諮問事務所を開設し、業務を遂行

２．個人外国税務諮問事務所における外国税務諮問士として雇用され業務を遂行

３．法人外国税務諮問事務所に所属されるか雇用され業務を遂行

４．第16条の3により設立された税務法人の外国税務諮問士として雇用され業務を遂行

＜法人外国税務諮問事務所の登録等＞（第19条の9）

外国税務法人が,法人外国税務諮問事務所を開設し、第19条の7による業務を遂行するためには、大統領令が定めるところにより、企画財務府長官に登録しなければならない。

＜外国税務諮問士などの義務＞（第19条の１２第1項2号）

外国税務諮問士は、次の各号の場合を除いては、一年に180日以上、大韓民国に滞在しなければならない。

① 個人外国税務諮問事務所に雇用された場合。

② 法人外国税務諮問事務所に雇用された場合。

③ 第16条の3により設立された税務法人に雇用された場合。

＜雇用・同業などの禁止＞（法第19条の13）

１．外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、第6条第1項により登録した税務士を雇用することができない。

２．外国税務諮問士及び法人外国税務諮問事務所は、税務士または税務法人と第19条7による業務を共同で受任するか処理することができず､それから得られた報酬または受益を分配してはならない。

Ⅵ．改正の経緯

今回の韓国の対応を時系列で整理すると以下の通りである。

韓国では、外国人税務士との資格の相互承認を行っていなかったため、外国の資格取得者がその資格を持って韓国内で税務業務はできなかった。ところが2005年6月のDDAサービス協商を機にWTOに亮許案として税務サービスを市場開放した。その内容は「韓国の税務士試験に合格し、かつ、国内において6か月以上実務経験を備えた者に限り、個人の資格で国内活動ができる。」というものである。さらに税務法人の場合には、韓国の税務士法によって資格を取得したものに限っ

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

て税務法人の設立を許容していて、事実上外国税務士や外国税務法人に市場を開放しないものと同様の結果をもたらしていた。

しかし2007年4月、韓・米のFTA協定妥結以来、米はもちろんEUを含む諸外国から会計・税務サービスも全面的開放を求められた。アメリカとの協定には会計税務サービスの追加開放が含まれている。そしてそれを受けて2011年6月「外国税務諮問士及び外国税務法人」の規定の新設を含む税務士法改正が行われたということである。そして発効5年後には国内の会計及び税務法人に対するアメリカの会計士や税務士（EA、SEEを想定）の出資が許容されるが、この場合の外国の投資資本は50%未満と限られており、アメリカ税務士個人の場合は、全体議決権のある株式の10%未満のみ有することと規定されている。

これらを通じて韓国税務士会は国際競争力を強化する戦略を建てた。すなわち専門性を高めること、国際租税に関する教育を強化すること、税務法人の大型化・専門家を促進すること、また税務士の試験制度改善を通じ、数ではなく質の高い税務士を輩出を目指すことで、逆に米国に進出する方向をも模索していることがわかる。

Ⅶ. 我が国の税理士制度への影響

我が国の専門資格である公認会計士制度と弁護士制度には、すでに外国公認会計士制度と外国弁護士制度が導入されている。したがって、韓国のように税務について外国税理士制度の創設を求められる可能性がある。この場合、税理士法第52条独占規定に初めて外国から風穴があき、特に3つの税理士業務のうちまず税務相談が部分的にではあるが市場開放され、その他の独占業務にもさらにプレッシャーがかかる可能性がある。

次にTPP交渉により公認会計士と弁護士資格が相互承認された場合、税理士法第3条1項3号，4号の規定により税理士登録が可能となる危惧も出てくる。また韓国に見られる出資の開放により国内の税理士法人制度の出資の在り方に根本的な変更を余儀なくされるかもしれない。

Ⅷ. まとめ

税理士制度への影響はなんといっても、まず資格取得の問題となっている税理士法第3条1項3，4号の公認会計士、弁護士への自動資格付与制度の見直し。また受験資格要件の緩和や事務所の設置もTPPを前提とした議論をおこなうべきであり、さらに今後我が国においても外国諮問税理士制度の立法がなされるかもしれないことに注視すべきである。

時局的には日中韓の島を巡る領土問題が暗雲をもたらしているが、早晩、日中韓のFTAの議論が行われるのは確かである。その時までに我々に必要なのは、税務に関する業務の独占性の議論が必要となってくる。我々の命題は「税理士法第2条の税理士業務をこのグローバル化されていく社会の中で我が国の制度として

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

独占業務とする理由は何か。」を明らかにすることではないだろうか。「会計」は拡大する市場の原理により、例えば会計基準にみられるように、限りなく統一に向かうと予測される。一方「税」は国際課税等の分野で共通化されるものもあるが、基本的に「税」は個々の国家を成立ならしめる根本であり、各国がしのぎをけずり競争する分野である。したがって「税」に関する業務は市場原理で競争するものではないと結論付けたい。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。